

景品規約が変更されました

- 「タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」(景品規約) 変更お知らせ -

タイヤ公正取引協議会は、当協議会が運用する「タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」(景品規約)の一部を変更致しましたのでお知らせします。(8/22 公正取引委員会認定、8/23 官報告示・同日施行)

主な変更点は、オープン懸賞規定の廃止とホイールセット品及び中古タイヤを景品規約の対象とした点です。詳しい内容は下記の通りです。

記

主な変更点1 オープン懸賞規定が廃止されました

平成18年4月26日オープン懸賞規定「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)が廃止されたことを受け、景品規約の「オープン懸賞規定」(規約第4条、施行規則第5条)を廃止すべきか検討した結果、同規定を廃止しても実質的に弊害がないとの結論により、別添の通り廃止致しました。

廃止

(オープン懸賞の制限)

- | | |
|---------|---|
| 規約第4条 | 事業者は、顧客を誘引するための手段として、広告において、一般消費者に対し、くじの方法等により特定の者を選び、過大な金銭、物品その他の経済上の利益(景品類に該当するものを除く。)を提供する旨を申し出てはならない。 |
| 2 | 前項に規定する「過大な金銭、物品その他の経済上の利益」とは1000万円を超える額のことをいう。 |
| 施行規則第5条 | 規約第4条に規定する「くじの方法等」とは、「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)第1号及び第2号に定める方法をいう。 |

主な変更点2 タイヤとホイールのセット品及び中古タイヤが景品規約の対象となりました

従来から、ホイールセット品については、乗用車用タイヤ等に準用して、会員の指導に当たってきましたが、平成18年、表示規約においてホイールセット品のタイヤを規約上に明文する変更を行いましたので、景品規約でも同様に規定することとしました。また、中古タイヤも同じく規定致します。

下線部追加

規約第2条 この規約において「タイヤ」（中古タイヤ及びホイールとセットで販売されるタイヤ（以下「セット品」という。）を含む。）とは、乗用車用タイヤ、軽トラック用タイヤ、小形トラック用タイヤ、トラック及びバス用タイヤ、低床式 トレーラー用タイヤ、産業車両用タイヤ並びに建設車両用タイヤをいう。

内容についてのお問い合わせは公取協事務局（TEL03-5695-4051）までお願い致します

以上